

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	HCA法律事務所 弁護士 清水政彦
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門一丁目15-7 TG115ビル9階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年7月12日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	新華ホールディングス・リミテッド(新華控股有限公司、Xinhua Holdings Limited)
証券コード	9399
上場・店頭別の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	リーワンチー(Lie Wan Chie)
住所又は本店所在地	シンガポール 289194 グリーンウッド・アベニュー (Greenwood Avenue, Singapore 289194)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区南青山2-2-15 ウィン青山9階 筆筈町法律事務所 弁護士 清水政彦
電話番号	03-6869-8499

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書(9)
訂正される報告書の報告義務発生日	平成29年1月11日
訂正箇所	第2 提出者に関する事項 (7) 保有株券等の取得資金 欄の記載に誤りがあったため、訂正するものです。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	122,679
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	0
上記(Y)の内訳	発行会社に対する金銭債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の 対価として取得した普通株式のうち、824,814株を保有。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	122,679

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(7)【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	161,199
借入金額計(X)(千円)	
その他金額計(Y)(千円)	0
上記(Y)の内訳	発行会社に対する金銭債権の現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の 対価として取得した普通株式のうち、824,814株を保有。
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	161,199